

計量法に基づく登録事業者の登録等に係る規程
(認定一法Bー計量法登録) 改正要旨

平成26年6月20日
認定センター 計量認定課

1. 主な改正内容

- (1) 別表第1の圧力の区分においてリーク計に係る校正手法の区分を改正。
- (2) 別表第3の区分の名称に「粘度」を追加するとともに、同区分の「計量器の校正等に用いる計量器又は標準物質」に「粘度校正用標準液、粘度校正液」及び「細管粘度計」を追加し、校正等の期間をそれぞれ2年、5年と定める。

2. 改正理由

- (1) 平成26年6月20日付け経済産業省告示第135号によりリーク計に係る校正手法の区分が改正されたため。
- (2) 粘度の区分における常用参照標準として使用される「粘度校正用標準液」、「粘度校正液」及び「細管粘度計」の校正等の期間について規定するため。
なお、JCSS等技術委員会粘度分科会において技術的な検討が行われ、規定する校正等の期間は適切であることが確認されている。

以上